配当公告

名古屋市中村区太閤二丁目五番八号
　破産者　株式会社野村商店
右の者に対する名古屋地方裁判所平成二十五年(フ)第二六五号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。
一、配当手続に参加することができる債権の総額
　金七七、六一七、四七六円
一、配当をすることのできる金額
　金七七、六一七、四七六円
平成二十七年二月十九日
名古屋市熱田区金山町一丁目一九番一四号
アイアンビル金山七〇三号室
破産管財人　弁護士　辻　顕一朗

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県さいたま市桜区田島一〇丁目五番、最後の住所埼玉県さいたま市桜区田島一〇丁目五番六号八〇四号
被相続人　亡　小山　昭博
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十七年二月十九日
埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目一番一六号　浦和大熊ビル三階
相続財産管理人　弁護士　伊東　結子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県羽生市中央三丁目一番、最後の住所埼玉県羽生市南羽生三丁目二〇番地一
被相続人　亡　渡辺　一子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十七年二月十九日
事務所埼玉県熊谷市末広一丁目四九番地
金井末広ビル二階　埼玉北部法律事務所
相続財産管理人　弁護士　網野　猛美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道室蘭市母恋北町一丁目八番、最後の住所横浜市神奈川区羽沢南二丁目二一番一八号
被相続人　亡　井上　光義
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十七年二月十九日
横浜市中区住吉町二丁目二一番一フレックスタワー横浜関内九〇三号室
相続財産管理人　弁護士　巻嶋　健治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県西予市宇和町山田甲七二三番地、最後の住所神奈川県横須賀市佐原五丁目九番一四号
被相続人　亡　岡本　昂
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十七年二月十九日
神奈川県横須賀市日の出町一丁目五番地
相続財産管理人　司法書士　梶谷　光育

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県須坂市大字須坂五九三番地、最後の住所長野県須坂市大字須坂五九三番地一
被相続人　亡　上原　晴男
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十七年二月十九日
長野市県町四八四番地一ＢＯＡビル六〇三
相続財産管理人　弁護士　中村田鶴子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県小諸市大字平原二〇九九番地、最後の住所長野県北佐久郡軽井沢町大字軽井沢二〇六番地　静山荘
被相続人　亡　髙瀬　勇
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十七年二月十九日
長野県佐久市岩村田三二六六　佐久法律事務所
相続財産管理人　栗原　岳史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県西尾市一色町松木島下汐田八九番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　藤井　義雄
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十七年二月十九日
愛知県西尾市徳次町上十五夜三二番地二
相続財産管理人　弁護士　辻村　義之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍滋賀県草津市追分四丁目五五八番地一、最後の住所滋賀県草津市青地町八四一番地三
被相続人　亡　藤田　玲子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十七年二月十九日
滋賀県大津市京町四―四―二三アソルティ大津京町六階六〇一号アクア法律事務所
相続財産管理人　弁護士　朴　大俊

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県萩市大字下小川三三四五番地、最後の住所大阪府富田林市大字伏見堂九五番地
被相続人　亡　岩本　保夫
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十七年二月十九日
堺市堺区中瓦町一丁一番二一号堺東八幸ビル五階
相続財産管理人　弁護士　西村　陽子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県岡山市南区片岡一三一二番地、最後の住所岡山県倉敷市藤戸町藤戸一五八〇番地　倉敷藤戸荘
被相続人　亡　原野　品市
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十七年二月十九日
岡山県倉敷市児島駅前一丁目四六番地　倉敷ファッションセンター二Ｆ
相続財産管理人　弁護士　齋藤まど香

第79期決算公告

平成27年2月18日
東京都千代田区神田須田町二丁目13番地3
佐藤金属株式会社
代表取締役社長　佐藤　保

貸借対照表の要旨

（平成26年11月30日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	**20,858**	**流動負債**	**13,194**
現金・預金	7,287	支払手形	6,990
受取手形	2,041	買掛金・未払金	5,511
売掛金	10,037	その他流動負債	693
商品	1,452	**固定負債**	**253**
その他流動資産	43	退職給付引当金	159
貸倒引当金	△ 2	その他固定負債	94
固定資産	**5,752**	**負債合計**	**13,448**
有形固定資産	**3,521**	**株主資本**	**13,163**
無形固定資産	**24**	**資本金**	**315**
投資その他の資産	**2,207**	**資本剰余金**	**一**
		資本準備金	一
		利益剰余金	**12,847**
		利益準備金	79
		その他利益剰余金	12,768
		純資産合計	**13,163**
資産合計	**26,611**	**負債・純資産合計**	**26,611**

損益計算書の要旨

（自　平成25年12月1日から　至　平成26年11月30日まで）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
営業収益	53,305	税引前当期純利益	588
営業費用	52,951	法人税、住民税及び事業税	237
営業利益	353	法人税等調整額	△ 10
営業外収益	291	当期純利益	361
営業外費用	66		
経常利益	579		
特別利益	10		
特別損失	1		